

1. 健康保険(協会けんぽ)の保険料率が変わります

全国健康保険協会管掌健康保険(以下、協会けんぽといいます)の保険料率が、3月分(4月納付分)から変わります。協会けんぽの保険料率は、平成 21 年 9 月に都道府県ごとに異なるものとなりましたが、平成 22 年度の保険料率は全国平均で現在の 8.2%から 9.34%への大幅な引き上げとなります。都道府県ごとの保険料率を見ると、最も高い都道府県は北海道の 9.42%で、最も低い都道府県は長野県の 9.26%です。東京近郊の保険料率は、表のとおりです。

保険料の大幅な引き上げの背景には、近年では、医療費の伸びが保険料収入の伸びを上回るようになり、その収支差が拡大しているなかで、とりわけ昨今の不況の影響により中小企業等で働く人たちの賃金が下がり、これに伴い保険料収入は大きく落ち込む一方で、新型インフルエンザの影響により医療費は増加し、平成 21 年度末には単年度で 6,000 億円の赤字となっしまい、平成 18 年度に 5,000 億円あった準備金(積立金)も減少をし続け、ついに準備金(積立金)残高はマイナス 4,500 億円という大きな赤字となる見通しとなるといった、協会けんぽの厳しい財政事情があります。健康保険の保険料率の引き上げに加えて、介護保険の 40 歳以上 65 歳未満の被保険者の保険料率も、現行の 1.19%から 1.50%へ引き上げられます。介護保険の保険料率は全国一律です。これらにより、月収 28 万円の場合の健康保険、介護保険の保険料の増額は、労使で月額約 4,070 円増、年額約 5.35 万円増(ボーナス分を含む)となり、きわめて厳しい引き上げです。

東京近郊の 新保険料率	
東京都	9.32%
神奈川県	9.33%
埼玉県	9.30%
千葉県	9.31%



2. 健康保険における被扶養者の認定

Q. 男性社員より「妻が仕事を辞めたので健康保険の扶養にいれたい」との申し出がありました。社員の妻は昨年の収入が130万円を超えていますが、健康保険の被扶養者にできますか？妻は、失業手当をもらう予定です。最近、扶養の認定が厳しいと聞きましたが、注意点はありますか？

A. 妻が、失業手当を受ける予定がなければ、昨年の収入が 130 万円を超えていても離職後すぐに被扶養者にすることができます。失業手当をもらう場合は、給付を受けている期間だけ、一時的に扶養から除く処理をします。被扶養者の認定にあたり確認される年収は、認定時以前に得ていた収入ではなく、今後1年間に得るであろう給与、年金、各社会保険給付、家賃収入などすべての収入で判断されます。失業手当を受給している間は収入があるため被扶養者とは出来ず、受給期間が終了した時点で被扶養者の認定を受けることになりますが、自己都合による離職での3ヶ月間の給付制限期間は被扶養者となる事が出来ます。また、失業等給付の日額が 3,612 円未満であれば、受給している期間であっても収入要件を満たし被扶養者の認定を受けられます。

- 子や親の被扶養者認定の主な確認書類
- ①所得に関する証明書
 - ②在籍証明書(16 歳以上の子、孫)
 - ③年金額のわかる書類(年金受給者)
 - ④仕送り等の事実、金額などのわかる書類(被保険者と別居している場合)

認定要件自体は変わっていませんが、各保険者において要件の確認が厳格になっているのは事実のようです。特に、確認書類を求められるケースの被扶養者の届出についてはきちんとした準備が必要となります。認定の厳しい健康保険組合などは、「現況書」の提出を求められる場合もあります。

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子(登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-33-7-701
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

4年に一度のオリンピック。以前、競技スキーヤーのはしくれたので、冬季オリンピックは、特に楽しみにしています。今回は特にスキー競技が、過去に訪れたことのあるウイスキー。スキー場の地理もだいたいわかるので、長野オリンピックと同じような感じで臨場感たっぷりに見ています。上村愛子選手は残念ながらメダルは逃しましたが、いち早くコブの中をカービングターンで滑った彼女の存在が、より一層世界の女子モーグル界を盛り上げてくれたんだろうなあと、記憶に残る試合でした。オリンピックの後半戦も楽しみです♪(秋山)

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)